

藻岩山公園の都市計画変更(廃止)について

令和7年9月

建設局みどりの推進部みどりの推進課

総務部

【項目】

- 1 S59.3都市計画決定の概要
- 2 公園整備に至らなかった経緯
- 3 公園予定地の現況
- 4 都市計画変更(廃止)の契機
- 5 現在の公園整備の方向性
- 6 現在の公園配置の状況
- 7 今後の土地利用 [継続]
- 8 今後の予定

1 S59.3都市計画決定の概要

《当時の背景》

藻岩山では、1960年（昭和35年）に札幌藻岩山スキー場が営業を開始し、ファミリーから上級者まで楽しめるスキー場として、多くの市民に親しまれていた。

一方、夏季においては、スキー利用がなくなるため、効果的な活用策が模索された。

こうした背景のもと、市有地の有効活用やレクリエーションに関する多様な市民ニーズへの対応を図ることを目指し、昭和50年代に斜面地を活用した総合公園の造成が計画された。

1 S59.3都市計画決定の概要

《都市計画の概要》

- 公園名 : 藻岩山公園(総合公園)
- 位置 : 札幌市南区北ノ沢
- 計画面積 : 31.0ha(一部国有地を含む)
- 都市計画決定日 : 1984年(昭和59年)3月22日
- 都市計画区域 : 市街化調整区域

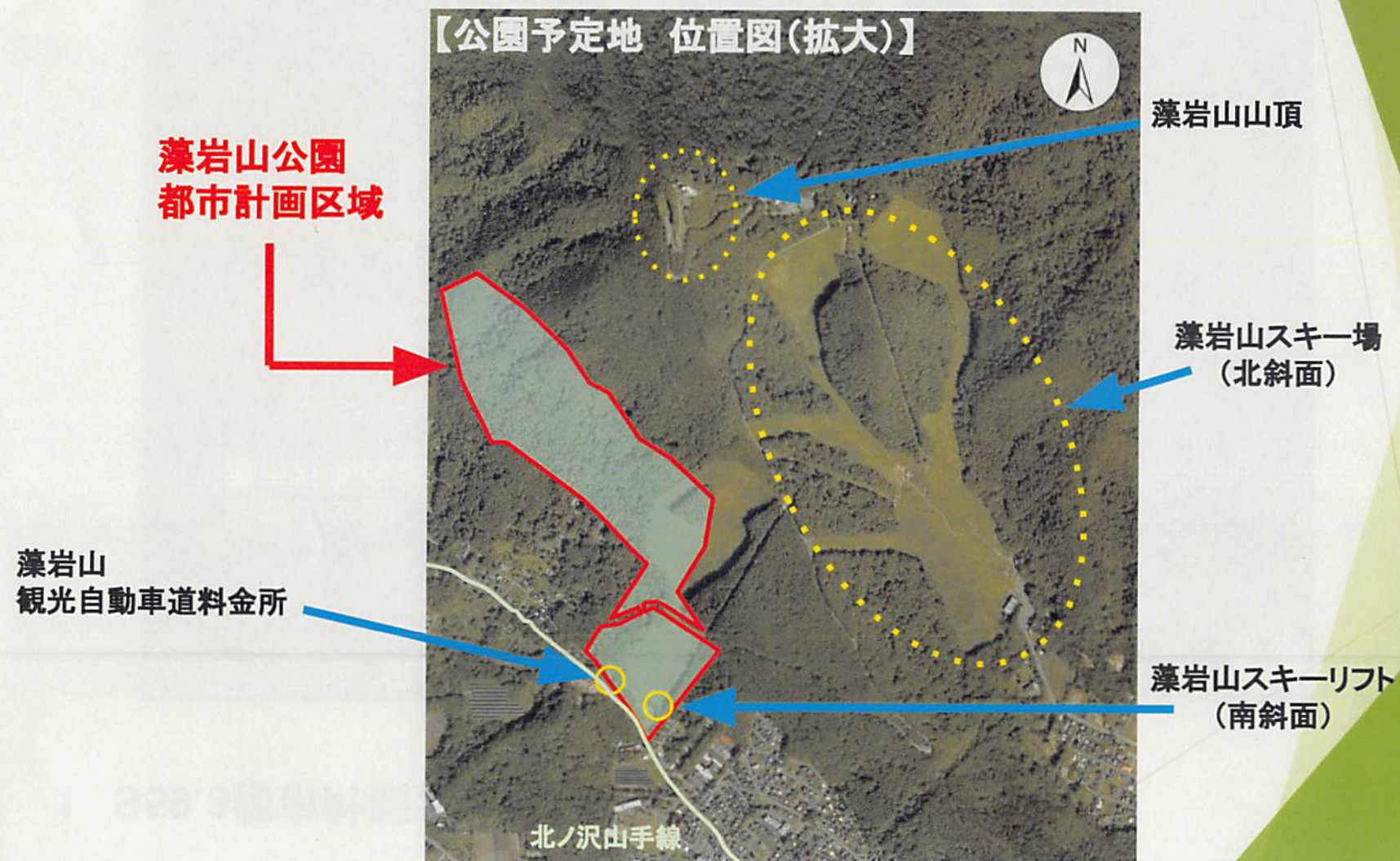
※都市計画決定が行われたものの、整備には至らなかった

1 S59.3都市計画決定の概要

【公園予定地 位置図】



1 S59.3都市計画決定の概要

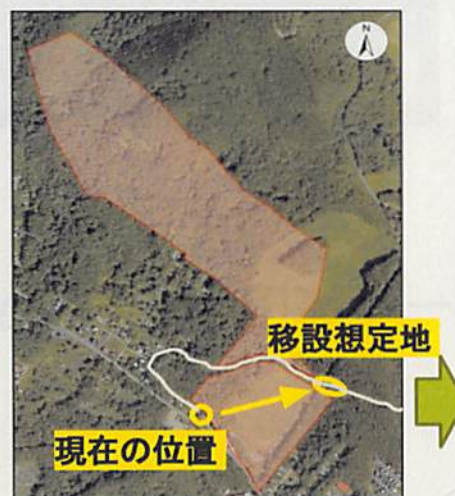


2 公園整備に至らなかった経緯

藻岩山公園の整備に向けて各種調査を行ったものの、公園が整備された場合、降雨・降雪で多量の表面排水が発生し、周辺の住環境への影響を回避できないことが判明した。

また、公園予定地を通る藻岩山観光自動車道は、道路運送法上の自動車専用道路であり、公園利用者が渡ることはできないため、一部区間を廃止し、料金所を移設する必要があったが、関係者との協議が難航した。

上記の課題により、現在まで公園整備に至らなかった。



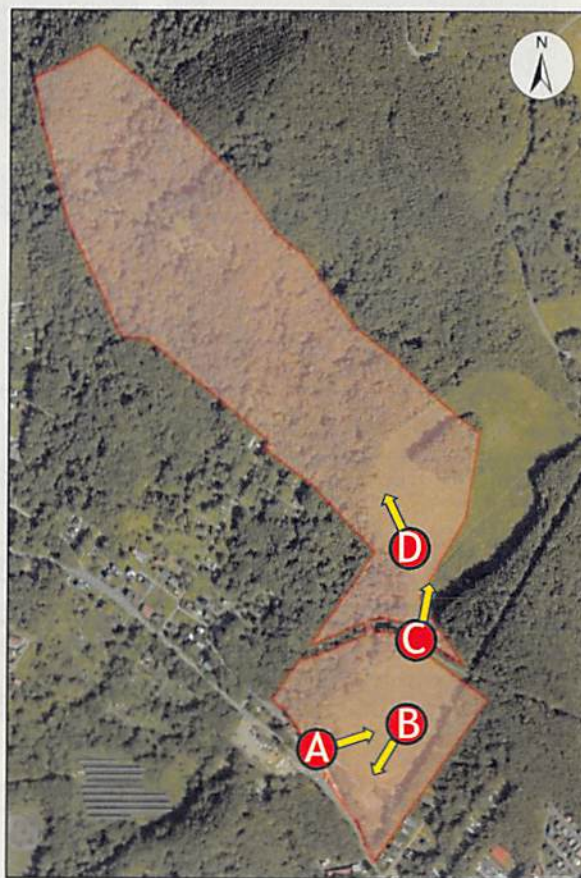
3 公園予定地の現況

大部分が樹林地であり、草地が札幌藻岩山スキー場の南斜面として活用されている。

A視点



B視点



C視点



D視点



4 都市計画変更(廃止)の契機

札幌藻岩山スキー場の運営体制

1960年(昭和35年)に営業開始してから60年以上が経過し、リフトやロッジなど施設・設備の老朽化が進んでいた。また、複数の事業者で運営され、経営資源が分散していた。

そこで、スキー場を一体的に管理運営する事業者を公募し、2025年(令和7年)4月1日から『北海道スクエア株式会社』に運営体制が移行された。

運営方針の一つとして、グリーンシーズンを積極活用し、「1年を通して市民・観光客に愛される魅力的な場所」を目指すこととなった。

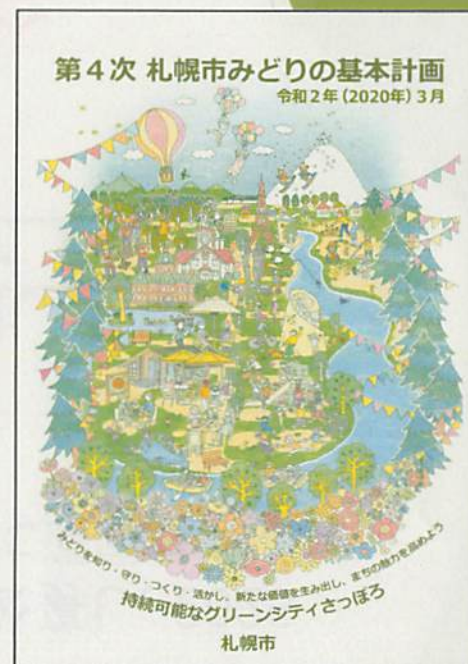
これを契機に都市計画変更(廃止)の検討へ

5 現在の公園整備の方向性

第4次 札幌市みどりの基本計画 (令和2年3月策定)

札幌市では、計画的に都市公園の配置が進められ、量的には一定の充足が図られている。

一方、公園施設の老朽化が進んでおり、今後は経営資源的な制約や人口減少社会も見据える必要がある。



☆ 基本的に大規模公園の新規整備は行わない

☆ 既存の大規模公園を特性に応じて再整備へ

6 現在の公園配置の状況

各区に総合公園^(※1)が1か所以上、特に南区には総合公園1か所に加えて広域公園^(※2)が2か所配置されている。

区	公園名
中央区	中島公園・円山公園
北区	百合が原公園
東区	モエレ沼公園
白石区	川下公園
厚別区	厚別山本公園
豊平区	月寒公園
清田区	平岡公園
南区	藻南公園・真駒内公園 ^{※2} ・滝野すずらん丘陵公園 ^{※2}
西区	五天山公園
手稲区	前田森林公園

※1 総合公園とは・・・

休息、散歩、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で標準面積10～50ha

※2 広域公園とは・・・

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で標準面積50ha以上

南区の公園は他区と比較して最も充足

現在 グリーンベルト 第4次計画に入っている。 動物との共生？ 生物多様性の考えを第4次計画の中に入っている。
公園総数は横浜市が多い。

7 今後の土地利用 [継続]

公園予定地は、市街化調整区域にあり、無秩序な市街化を抑制し、貴重な自然を保全するために、原則建築行為が規制されている。

また、樹林地は都市環境林(右図青色部分)として保全され、草地は従前からスキー場として利用されており、この土地利用の方向性に変わりはない。

今後も、これまでどおり、都市環境林を適切に保全するとともに、多くの市民に親しまれるスキー場として、土地利用を継続していく。

都市計画の変更(廃止)に向けた手続きを進めていく



8 今後の予定

令和7年9月 **北ノ沢第三町内会 住民説明会**

令和7年11月 都市計画審議会(事前説明)

令和8年2月 都市計画審議会(諮問)

令和8年3月 都市計画変更(廃止)の告示

59年地域に説明した記録はあった。← 説明会にこれに記憶ない。